

予算審査特別委員会 第3号

令和4年3月16日（水曜日）

○議事日程

- 1 議案第 5号 令和4年度古平町一般会計予算
- 2 議案第 6号 令和4年度古平町国民健康保険事業特別会計予算
- 3 議案第 7号 令和4年度古平町後期高齢者医療特別会計予算
- 4 議案第 8号 令和4年度古平町簡易水道事業特別会計予算
- 5 議案第 9号 令和4年度古平町公共下水道事業特別会計予算
- 6 議案第10号 令和4年度古平町介護保険サービス事業特別会計予算
- 7 議案第11号 令和4年度古平町立診療所運営事業特別会計予算

○出席委員（10名）

- | | | | |
|----|----------|-----|----------|
| 1番 | 木村 輔 宏 君 | 2番 | 逢見 輝 続 君 |
| 3番 | 真貝 政 昭 君 | 4番 | 寶福 勝 哉 君 |
| 5番 | 梅野 史 朗 君 | 6番 | 高野 俊 和 君 |
| 7番 | 岩間 修 身 君 | 8番 | 山口 明 生 君 |
| 9番 | 工藤 澄 男 君 | 10番 | 堀 清 君 |

○欠席委員（0名）

○出席説明員

- | | |
|-------------|-------------|
| 町 長 | 成 田 昭 彦 君 |
| 副 町 長 | 奥 山 均 君 |
| 教 育 長 | 三 浦 史 洋 君 |
| 総 務 課 長 | 細 川 正 善 君 |
| 町 民 課 長 | 五 十 嵐 満 美 君 |
| 保 健 福 祉 課 長 | 和 泉 康 子 君 |
| 産 業 課 長 | 岩 戸 真 二 君 |
| 建 設 水 道 課 長 | 高 野 龍 治 君 |
| 会 計 管 理 者 | 関 口 央 昌 君 |
| 教 育 次 長 | 本 間 克 昭 君 |
| 財 政 係 主 査 | 湯 浅 学 君 |

○出席事務局職員

事 務 局 長 白 岩 豐 君
議 事 係 長 澤 口 達 真 君

開議 午前 9時52分

○議会事務局長（白岩 豊君） それでは、本日の会議に当たりまして、出席状況についてご報告申し上げます。

ただいま委員10名全員が出席されております。

説明員は、町長以下11名の出席でございます。

◎開議の宣告

○委員長（岩間修身君） ただいまの出席委員は10名で、定足数に達しております。

よって、会議は成立いたします。

これより本日の会議を開きます。

暫時休憩いたします。

休憩 午前 9時53分

再開 午前 9時53分

○委員長（岩間修身君） それでは、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

◎議案第5号ないし議案第11号

○委員長（岩間修身君） 昨日は一般会計、土木費までの質疑が終わっておりますので、今日は8款消防費から始めます。

それでは、一般会計歳出、8款消防費、134ページから135ページの質疑を許します。

○10番（堀 清君） ページ数が135ページ、17番の備品購入費の中の原子力防災備品の購入というふうになってはいますが、この備品の、どういうものをそろえているのか、お願いします。

○総務課長（細川正善君） 来年度ここの備品購入費で購入するものは、まずは非常用食料品、これまでずっとそろえてきておりますが、保存年限が切れますので、その更新、それで大体58万円ぐらい予算計上してございます。さらには、避難した場所の、避難所でのエアマットレスを購入するのに39万6,000円考えてございます。それ以外に簡易的な石油ストーブなんかを買うのに24万円考えております。それ以外にあとは防災の無線、皆さんの家についている防災無線ではなくて、職員が災害活動するときの簡易型の、トランシーバーと言ったほうがイメージつくかと思いますが、あの無線で80万程度を考えております。そういうようなもので260万円ほど予算計上させていただいてございます。

○10番（堀 清君） まず、今この題目では原子力というような形の中でこれしゃべっているのですけれども、そういう中で例えば原子力に関してのそういうような備品等々の備えというものは必要ないのかな。

○総務課長（細川正善君） ここで言うております、確かに原子力というふうにかかれておりまして、役場としては原子力災害のためにそろえるという名目で予算計上させていただいております。

でも、実際に一般災害、自然災害が起きたときには融通させてもらうことがあるかもしれないのですが、取りあえずは原子力災害ということで整備いたします。そのために道からも原子力災害の補助金をいただいておりますので。

○10番（堀 清君） まず、今の段階で答弁はすごく分かるのですけれども、これからやっぱり泊原発、現状では今休止している状況ですけれども、再稼働になった場合というのは想定できますので、急々でなくても結構ですので、そこら辺のことも考えながら備品というものをそろえてもらいたいと思います。

○1番（木村輔宏君） 昨日は大変失礼いたしました。災害のことになりますけれども、ページ数が135の中で、新地の方面に災害になったら逃げる場所、何かあったときに居場所が、西部集会所がもう大分傷んでいますので、そういうもののために、災害のためにいるところと言ったら語弊あるかもしれませんが、そういう施設を造る考えがあるのか。ということは、これは前から、前の町長、その前の町長のときから話をしている、西部の集会所は直さなくてはいけないなという話があったのですけれども、それはどういうふうに考えていますか。

○総務課長（細川正善君） 今の木村委員のご質問にお答えいたします。

現状で役場では西部方面のほうの避難所と避難場所を、避難所というのはイメージしていただくのはよくテレビで映っているような体育館みたいなところにみんな避難するところというイメージをしていただきたいのですが、それが避難所で、避難場所というのが例えば津波が来たときに津波を避けるために一時的に滞在する場所ということです。実際に今委員おっしゃられたように、西部方面のほうは確かに避難場所、避難所、少ないのですが、現状で役場として設定している避難所が温泉と幼児センターになります。一時的に逃げる避難場所としては、琴平神社と旧保育所の場所を想定してございます。今後西部集会所とかを改修して、そこもというお話でしたけれども、現時点では温泉と幼児センターというふうに考えておりますので、整備するというか、避難所、避難場所として指定する予定はございません。ちなみに、先週の金曜日の日の町内回覧で皆様に全戸配布で防災ハンドブックの改定版お配りしました。その後ろから2ページ目のところに避難場所、避難所一覧が載っておりますので、ご参考にしてください。

○1番（木村輔宏君） 分かりました。温泉はいいとしても、問題はあっちのほうでいくと、今神社という話出ていましたよね。ところが、神社、今人がいないのです。留守番みたいなのが2人くらいかな。あとは温泉しかないとすれば、避難する場所がないのです。私も実際歩いていったことがあるのですけれども、でも年寄りが歩くというと温泉、3年前かな。忘れちゃったけれども、温泉まで歩くということになると厳しい。それから、その前に神社に行こうとしたのですけれども、神社も人がいないということになれば、あっちの西部のほうは行き場所がない。これは役場の考え方かもしれないけれども、西部集会所とか造れば、そこに一回人が集まって、そこにバスを出せるかどうか、それは分かりませんが、そういうような場所をつくっていただくと。先日の話ではないけれども、役場で皆さん集まるのと同じようにそういうふうにしていただければいいかなということを考えているのですけれども。

○総務課長（細川正善君） 役場としても今後毎年防災訓練などを実施しまして、さらには町民の

皆さん、町内会長会議なんかも開いて、防災訓練の総括もいたします。そういう中で町民の皆さんの声を反映できるように今後の研究課題とさせていただきたいなと思いますので、ご理解をお願いいたします。

○1番（木村輔宏君） 理解はしろといえはするのですけれども、でもあつちに本当に何も無い。ちょっとする場所もない。今ちょっとする場所という、新地の通りに福祉会と、その場所の2階しかない、人が集まるといふ。そういうような場所も、災害のときに相談するような場所も必要だと思ふのです。それを、今すぐどうこうということないけれども、考えておいてほしいなと。

○総務課長（細川正善君） 今委員から福祉会の旧古平信金の入船支店のお話が出ましたので、ちょっと申し上げさせていただきたいのですが、あそこの2階も使わせていただくように福祉会とも今後お話をしながら町民の皆さんの一時避難場所として使えるように交渉していったり、お話ししていったり、協力をお願いするということなことは進めていきたいなと思いますので、よろしくお願ひいたします。

○9番（工藤澄男君） 135ページの委託料の中に樋門ポンプ運転管理業務委託料とありますけれども、この運転管理という内容をちょっと教えてください。

○総務課長（細川正善君） 樋門ポンプ、3か所ございます。その3か所、ここで言っている運転管理という主な内容といたしましては、まず今は気象の精度が上がってまして、台風が1週間後に来るよとか4日後に来るよというのが大体分かります。そういう場合に事前に業者に委託して、きちんと動くかどうかという事前確認するための経費だとか、あと実際に災害が起きて、そこを動かすというふうになったときに役場職員、手が回らない場合がございます。そういう場合に業者に委託して、業者に動かしていただくという経費、さらには通常のいざ動かせるようにするために管理として草刈りとかして、周りの整備もしておくというための委託料でございます。

○9番（工藤澄男君） 3か所というのは分かりました。これこの管理というのは、前土木のほうで管理していたのではなかったのでしょうか。そういうような記憶があるのですけれども、消防のほうで管理するというのはいつ頃からになったのかな。前にたしか土木で管理して、そしてただテントで囲って置いてあるというだけで、私何年か前にこの樋門ポンプ、そういう形で置くよりも何か小さい小屋でも造って、雨風が当たらないようにしたほうがいいのではないかとということ質問したことあったのですけれども、それ以来別に何も進展していませんので、やはりああいう大事なポンプです。あれがなければ、やはり水排水するのは大変だと思います。そのためにも、今修理とかと言っていましたけれども、修理を少しでも節約するというか、そういう面から見ても何か小屋みたいなものの中で管理するという考えはこれからはないのでしょうか。

○総務課長（細川正善君） 今委員がおっしゃられているような意見、確かにあると思います。予算査定の中でもそういう意見も出ます。ただ、すぐ簡単にいくという、財源的な問題ですぐ簡単にはできるものではないので、今現時点ですぐやるというお答えはできないのが現状でございます。

○9番（工藤澄男君） あれをしまっておくだけの小屋だったらそんな金額がかからないと思うのですけれども、それはそれでよろしいです。

次に、その下の、先ほど掘委員のほうから質問ありました備品購入費の原子力防災備品購入費、

先ほど道のほうから補助を受けているというような話がありましたけれども、これは予算の全額道のほうから来ているのでしょうか。

○総務課長（細川正善君） 原子力災害に対しまして定額で442万円ほどの補助金が来ております。それに対して町で原子力災害のためにお金を使っているという状況です。

○9番（工藤澄男君） 道から来るというのは分かったのですが、例えば原子力関係で北電関係とか、そういう泊原発を実際に使用している会社からはどうか、そういうところからは一切来ないのですか。

○総務課長（細川正善君） 古平町へは来ておりません。

○9番（工藤澄男君） 道から来ているので、それで賄えるのだろうとは思いますが、本来であったらそういう原発を持っている北電なり、そういうところが率先してやはり近隣の町村にお金を渡して、こういう備品購入してくださいとか、こういうときに対応してくださいと、そういうのが本来の姿だと思うのですが、道がよこしているからいいのかなということで、それでいいです。恐らく北電のほうは出す気はないだろうし、近隣の町村には何十年間もあれできてからすごくお金を出して、いろんなものを造らせていたりしていますけれども、その裏側の町村には、古平なんか一番危ない場所にある町村に対してでもそういうのがないので、道のほうから来ているのであればそれで分かりました。よろしいです。

○3番（真貝政昭君） この……

○委員長（岩間修身君） ページ数。

○3番（真貝政昭君） すみません。消防費なので、134ページと135ページしかありませんので、そこと、それから164ページから173ページまで詳細に書かれていますので、ここでお聞きします。

それで、先ほど西部集会所のほうの件が取り沙汰されていましたが、圧倒的に西部地区の避難場所というのが不足状態であるという共通理解があったと思います。それで、30年ほど前ですが、高台にできるだけ災害時に広く西部地区の住民を避難させることができるような施設を造るという構想がありましたけれども、当時の町長が余市センターを造るに当たって高台にとというのがありましたので、過去の経緯をひもといて、記憶にとどめておいていただきたいなと思います。

それで、伺います。135ページの備品購入で一般防災備品と原子力防災備品、両方に融通して使えるというお答えでした。それで、災害時の備品で総務費のところでは足りない4品目のうちのひとつという私表現しましたが、あれはコロナに関係した4品目がありまして、北海道新聞の2020年9月29日の記事で後志管内各町村の実態調査が一覧表で出ています。その中に足りないものとして間仕切りというのがありまして、それが不足しているという記述です。当時の総務課の担当者はこの記事を見ていなかったようで、何のことを言っているか分からないという答弁でした。確認をしていただきたいと思います。

それで、原子力の防災備品は、当時の総務課長はこの泊原発の件に関してかなり詳しくて、稼働していようがいまいが御存じのように電源が消失するととんでもないことになるということで日常的に対応を取らなければならないということで、いざというときのために十分備えをする必要があるということです。それで、この原子力防災備品購入費の263万4,000円の財源構成なのですから、

ここはどこに書かれていますか、資料でいえば。

○総務課長（細川正善君） 134ページの2目災害対策費、御覧ください。その財源内訳の中に国、道支出金781万8,000円と一般財源323万円と書かれています。ここの原子力防災備品購入費につきましては、この781万8,000円の中の一部でございます。

○3番（真貝政昭君） そしたら、この263万4,000円というのは全額道の負担というふうになりますか。

○総務課長（細川正善君） 先ほどほかの委員にもご説明したとおり、原子力防災で入ってくる補助金が442万円ですので、442万円以上歳出で使った場合は一般財源の持ち出しとなります。442万円までは全額補助対象ということになります。実際のところ古平町としては442万円に対して大体500万程度歳出、補助対象として組んでいますので、58万円ぐらいは一般財源の持ち出しというふうに考えていただければよいかと思えます。

○3番（真貝政昭君） ちなみに、細目計算したいので、項目を節の部分で述べてもらえますか。五百何十万という項目です。

○総務課長（細川正善君） 項目といいますと、まずは8節旅費、10節需用費のうちの消耗品と燃料費、光熱水費、修繕料、それと11節役務費の中の自動車保険料、それと防災行政無線同報系免許申請手数料、さらには12節委託料の中で防災無線保守点検業務委託料、それとあと17節の備品購入費、さらには26節の自動車重量税です。

○3番（真貝政昭君） この442万円まではというのは、どういうふうにして決められる数字なのか。

○総務課長（細川正善君） ちょっとどういうふう決められるかというのは分からないのですが、UPZ圏内の全町村、同じく一律四百四十……すみません。先ほど私442万円と言ったのですが、441万円でした。UPZの圏内一律の金額でございます。

○3番（真貝政昭君） 分かりました。

それで次に、委託料の先ほどの樋門ポンプの運転管理業務委託料で、土木費のほうでもあったという発言がありましたけれども、基本認識として整理したいのですけれども、土木費のほうの件については樋門の管理委託であって、消防のほうの、消防費のここはポンプの運転管理業務等というふうに理解すればよろしいですか。

○建設水道課長（高野龍治君） 委員おっしゃるとおり、樋門の管理は土木費です。

○3番（真貝政昭君） そういうことで理解いたしました。

それでは、詳細のほうに書かれている消防費で165ページになります。職員給料で16名分とあります。それで、最近救急救命士の方の異動というか、ありましたけれども、今救命士の方は16名中何名で対応しているか分かりますか。退職された後穴埋めされているかどうかという点なのですから、記憶では3名中1名が抜けて、2名状態なのか、3名で対応しているかということなのですが。

○総務課長（細川正善君） 古平消防の職員の一覧表持っは来ているのですが、どの方が救急救命士の資格を持っているかまではちょっと私のほうで資料準備してございません。間違ったことを

言ってしまったら申し訳ないので、ちょっとこの場で回答を控えさせていただき、後日ご報告させていただきますと思いますが、よろしくをお願いします。

○3番（真貝政昭君） 24時間体制なので、欠員が出れば支障が生じるというか、過重労働につながっていきますので、配慮していただきたいなと思います。

それと、特に救急車の対応なのですけれども、昨今のコロナの関係で随分と職員の健康維持、安全管理というのが問題になりますけれども、PCR検査等とか十分対応されている状況なのか、その確認をしたいので、説明をお願いします。

○総務課長（細川正善君） うちの場合消防支署なのですけれども、消防支署の職員につきましては医療従事者の枠でほかの方よりもちょっと優先的に早くやって対応しているので、きちんとPCR検査とかは受けている状況でございます。

○3番（真貝政昭君） 165ページが一番下段にPPVトレーニング委託料とあります。アルファベットなので、分からないので、説明してください。

○総務課長（細川正善君） 新たな消火法の訓練で、要は簡単に申しますと、火災が発生したときに煙が出ています。その煙を大型の扇風機でまずよけて、その後に泡で消火するというような新たな消火法、その、今までやっていなかったもので、その訓練、トレーニングのための予算計上額でございます。

○3番（真貝政昭君） それと、169ページが一番上段です。消防団員の報酬です。いつも取り沙汰されますけれども、消防団員の報酬の増額を望んでいる立場から、どのような状況にあるのか説明してください。

○総務課長（細川正善君） 今回ここに計上した予算、金額的に去年と比較してどうかということとはちょっと別としまして、単価としましては交付税での措置額上がっておりますので、単価見直してございます。それは、北後志5町村統一で単価を見直したところでございます。

○委員長（岩間修身君） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（岩間修身君） ないようですので、次に9款教育費、136ページから151ページまで質疑を許します。

○6番（高野俊和君） 初めに、142ページですけれども、142、143に、18節の負担金、補助のところから上から北後志の中学校の中体連の大会からずらっと並んでおりますけれども、コロナの関係もありまして、今現在クラブ活動として単独、合同問いませんけれども、活動しているクラブ活動というのは現在ありますか。

○教育次長（本間克昭君） 中学校の部活動の関係なのですけれども、今現在コロナ対策、密にならない、そういった点に注意しながらなのですけれども、通常どおり実施しております。

○6番（高野俊和君） 2年ほど卒業式などにも参加する機会がありませんので、ちょっと分からないのですけれども、吹奏楽部なんかはチーム編成はできているのでしょうか。そしてまた、顧問の先生なんかはいるのでしょうか。

○教育次長（本間克昭君） 吹奏楽部につきましては、編成としてはC編成で今編成できておりま

す。それで、例年ずっと銅賞だったのですけれども、今年に限っては銀賞取ったという情報が入っています。それと、顧問の先生につきましてはちゃんと担当の顧問が1名ついております。

○6番（高野俊和君） 昨年度、古平町の活動ではないのでしょうかけれども、中学1年生で、次長知ってのとおり1人水泳で全道大会に参加した生徒がおりますけれども、古平町のクラブというか、そういう少年団ではないと思うのですけれども、そういう生徒が遠征するときに参加費とか遠征費は古平町でも持つものなのでしょうか。

○教育次長（本間克昭君） 水泳につきましても部活としては活動していないのですけれども、中体連に参加する時点で中学校としては部活として認めていますので、遠征等の、遠征というかですが、全道大会出場する際等の経費は町費で見えております。

○6番（高野俊和君） それと、ちょっと147ページの社会教育総務費の中の委託料で芸術文化鑑賞事業委託料とあるのですけれども、これもコロナの関係で少し難しい状況があるのだらうと思えますけれども、一昨年、昨年はこれ実施したのですか。

○教育次長（本間克昭君） 一昨年、昨年につきましては、予算見ておりませんでした。

○6番（高野俊和君） 大変いい事業だなと私思っていたのですけれども、昨年、一昨年と文化団体連絡協議会の中で中心で行ってございました文化の日の開催をされてございましたああいう事業がなくなっておりますので、なかなかこれが再開したときに人が集まるのかどうかという心配は多分あるのだらうと思えます。前はトリムクラブが体連の参加団体で活動していたときには、トリムクラブが中心になって結構参加をしていたように思うのですけれども、今後ともこれ、総括でも話しましたけれども、これ続けていくという状況を保つためにはやはりそういう興味を持ってもらうということが大変重要だと思いますので、若い世代、30代、40代、それとぜひ小学校のPTAの活動している若い世代のお母さんたちにも少し広げていって、この事業をもう一度少し参加者が多くなるよう、そのようなPRと言うのもちょっと変ですけれども、そういうことも必要かなと思えますけれども、どうでしょう。

○教育次長（本間克昭君） 今委員さんおっしゃられたのが芸術文化鑑賞事業の点だと思うのですけれども、それにつきましては参加、できるだけ多くの人にしてもらえるようにいろいろ工夫しながら周知していきたいと思っております。

○1番（木村輔宏君） 災害があったときの対策として……

○委員長（岩間修身君） すみません。ページ。

○1番（木村輔宏君） ページ数に載っていないのです。災害があったときに多分小学校はあそこにもいいけれども、中学校とか、そういう人たちがどこに逃げるのだということについてはもうつくってあるのですか。もちろんつくってあると思うのですけれども。

○教育次長（本間克昭君） 各学校で避難の際の計画はつくっております。それで、中学校なのですけれども、津波等、水害等の避難所にはちょっと向かないのですけれども、それ以外の避難には施設として使えると思っております。

（何事か言う者あり）

○教育次長（本間克昭君） できています。

○1番（木村輔宏君） それと、もう一つ、これもここに載っていないのですけれども、我々が学校に行ったときにPTAというものが非常に学校との密接なつながりがあったのですけれども、今学校の先生が1時間超過したら幾らですよというようなことでいけば、PTAに対してそういう対応が、それもその中に入っているのか。ということは、PTAというものは学校との深いつながりがあると思うのです。そういうつながりを持っていくとすれば先生方に対して1時間幾らですよというものを払わなくてはいけないものなのか。PTAというものは学校とのつながりがあって、それはお金ではないと思うのですけれども、そういうような話合いというのがあるものですか。

○教育次長（本間克昭君） PTA活動に参加する際の先生の時間外手当のことだと思うのですけれども、学校教員につきましては一律何%か上乘せの給料が事前に払われていまして、その都度時間外手当を出すという制度ではございません。それで、PTA活動もやっぱり学校としては勤務の一部と考えております。ただ、時間外は出ていません。

○3番（真貝政昭君） 141ページになります。扶助費で伺います。

就学援助の関係です。古平町は、生保基準の1.2倍で対応しています。それで、昨今この生活保護基準というのが改悪が連続されて、道教委のほうからも改悪される前の基準を使うようにというようご指導、通知があったように伺っています。それで、伺いますけれども、古平町の生保基準に関してどのような取扱いを現在行っているかお聞きします。

○教育次長（本間克昭君） まず、生保基準につきましては一番最新のものを使用しております。それと、倍率については今までどおり1.2倍という取扱いをしております。

○3番（真貝政昭君） 改悪される前の基準を使用しているという自治体、北海道内だとか後志管内の状態というのはつかんでいますか。

○教育次長（本間克昭君） 調査自体もちょっとまちまちなところがありまして、各町村の状況は今押さえておりません。

○3番（真貝政昭君） それと、生保基準の1.2倍という数字なのですけれども、管内、あるいは道内の数字というのは把握していますか。

○教育次長（本間克昭君） 文部科学省のホームページに出ている範囲での数字は押さえているのですけれども、それ以上の情報は今押さえておりません。それで、その点について教育局等に今確認してもちょっとほかの町村の情報はもらえないというのが状況でございます。

○3番（真貝政昭君） この扶助費に関しまして、教育長に対する総括質問で教育長のほうからお調べになって、発言していただいたのですけれども、給食費の無償化の件です。それで、確認をしたいのですけれども、私が押さえている自治体の数字というのは北海道内で16町村、無償化です。それから、後志管内で無償化を実施しているのが赤井川村と黒松内町、それから一部無償化をしている、実施しているのが、小学校だけ無償化しているのが三笠市の1市、それから一部無償化、補助を行っているのが43自治体というふうに私のほうでは押さえているのですけれども、確認をして、数字を照らし合わせたいなと思っているので、説明してください。

○教育次長（本間克昭君） 大変申し訳ありませんが。全道の数字は今手元にはございません。ちょっと後で調べてみて、もし出せるようであればお渡ししたいと思います。

それと、後志管内の状況については総括質問のときに教育長が答えたとおりの数字となっております。

○3番（真貝政昭君） その数字だけでもちょっと今私のほうで照らし合わせたいので、数字だけ述べてもらえますか。

○教育次長（本間克昭君） 後志管内なのですけれども、今町村ごとに状況書いていますので、何が何町村というよりも各町村の状況、ちょっと時間かかるのですけれども、説明させていただきます。

まず、小樽市につきましては助成等ありません。それと、島牧村については町村の米を使う分だけ町村で公費で負担しております。寿都町は対応していません。それと、黒松内町は全額公費です。それと、蘭越町については半額公費です。ニセコ町は、第3子以降は公費です。そして、真狩村はコロナの関係で令和2年度のみ半額公費で出しております。そして、留寿都村につきましては給食費、基本的には半額助成です。ただ、令和2年のみコロナの関係でその残りの半額分も無償化しております。それと、京極町なのですけれども、第2子以降は給食費無償化です。R2年度のみ全員半年間無償化しております。それと、倶知安町につきましては第3子以降無償化です。共和町につきましては、主食の部分につきましては全額公費補助しています。副食については、地場産品のみ公的補助を行っています。泊村なのですけれども、給食費半額補助です。地元海産物に50万円を上限に公費で補助をしているようです。それと、神恵内村なのですけれども、2分の1補助です。積丹町、古平町は公費等出ておりません。それと、仁木町なのですけれども、第2子半額、第3子以降は全額補助となっております。そして、赤井川につきましては第2子半額、第3子以降は全額補助ということでこちらで押さえております。

○3番（真貝政昭君） 詳しく述べていただいてありがとうございました。大分分からない部分が明らかになりましたので、今後に生かしたいなと思っています。この給食費なのですけれども、公会計に移ったのは何年からでしたっけ。

○教育次長（本間克昭君） 公会計に移ったのは令和元年からです。

○3番（真貝政昭君） この給食費のそれこそ徴収なのですけれども、担当者はどこの部署になりますか。

○教育次長（本間克昭君） 担当部署は、給食センターとなっております。

○4番（寶福勝哉君） 質問なのですけれども、ちょっと項目が分からないのですけれども、この中で小中のコロナ対策費というのはどの項目に入っていますでしょうか。

○教育次長（本間克昭君） コロナ対策費につきましては、基本的にこの予算には含まれておりません。先日令和3年度の補正予算、議決いただいたのですけれども、その中に含まれております。

○4番（寶福勝哉君） 今現状小学校のほうでちょっとコロナにかかった生徒が何名か出ていて、実際問題今起きていることに対しての対策、それから今後古平町として小中校内で起きたコロナに対しての対策、今起きていることなので、なかなか今後どうするかと決めかねているところだと思うのですけれども、その辺小さい子供持っている親は不安がやっぱりありますので、ある程度ちょっと示していただきたいなと思っているのですが、答えられますでしょうか。

○教育次長（本間克昭君） コロナ対策につきましては保護者の方、心配もされていると思うのですけれども、その反面学習を保障しなければいけないという点もございます。それで、教育委員会といたしましては国で示しているマニュアル、それと道等から来ている通知にのっとってそのとおりやっっていこうということで今方向性を考えております。

○4番（寶福勝哉君） その辺の周知の仕方としては、どういった方法で周知していくのか。答えられたらお願いします。

○教育次長（本間克昭君） 保護者等に対しましては、あくまで学校等から通知しているとおりに健康観察していただきたいというようなことを通知しております。コロナの発生につきましては学級閉鎖等あるのですけれども、そういうことに関しましては保護者の方が安心安全メールというメールでつながっていますので、そちらのほうで周知しております。

○4番（寶福勝哉君） メールに関しては、本当非常に早い対応、今までも古平町取られていまして、感心といたしますか、ありがたいなと思っていますので、今後もメールの活用に関してはもっともっと、たまに内容が分からないとか、そういった内容があるときもありますので、その辺ちょっと分かりやすい内容を今まで以上にやってもらえたら親御さんも安心するのではないかと思いますので、今後もよろしくお願いします。

以上です。

○10番（堀 清君） 学校給食のことでちょっと聞きたいと……

○委員長（岩間修身君） ページ。

○10番（堀 清君） ページ数で141ページ。現在学校給食で地元の産物というのを供給してもらっているのですけれども、そういう中で金額とその内容、ちょっと教えてもらいたいののですけれども、分かりますか。

○教育次長（本間克昭君） 今細かい一つ一つの金額等は押さえて……今ちょっと手元にはございません。ただ、品目としては昨日現在で77品目地元産品を提供しているということを押さえています。

○10番（堀 清君） それは、地元のものだけで77品目提供しているということなのかな。

○教育次長（本間克昭君） 例えば卵とかとかというかぶる部分はあるのですけれども、延べ77品目丸々地元のを提供しています。

○10番（堀 清君） どうしてもやっぱり地元の産物を提供するということになりますと、結構単価の高いものも供給していると思うのですけれども、この点で学校給食が要するに将来的にはただにできればなというような形のものも結構あるのですけれども、そういう中で今後の展開として地元食材を現在の形のままで継続していくのか、それともある程度の段階に来たらそれを取りやめるのか、そこら辺はどうなのですか。

○教育次長（本間克昭君） 確かに地元食材使うと価格は通常のものよりも高くなります。それで、一般的にそのものを使いながらということを経営していくことを考えると、給食費の値上げとかという話が出てくるかと思うのですけれども、今の古平町の給食費、管内でも高い部類に入っています。それで、できれば給食費は上げたくないと思っています。となると、地元産品の回数減らすの

か、その辺はちょっとこれから工夫しながら、できるだけ地元産品は使いたいと思うのですけれども、何らかの方策は考えていかなければならないと考えております。

○10番（堀 清君） 当町の学校給食というのは管内でも結構要するに食べる側にしてみれば本当においしい給食というような形の中で通っているのですけれども、そのためにもやっぱり経費がかかりますので、そこら辺は町側ときちとした形の中の打合せしてもらいながら継続してもらいたいと思います。答弁いいです。

○委員長（岩間修身君） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（岩間修身君） ないようですので、暫時休憩いたします。

休憩のため11時5分まで休憩いたします。

休憩 午前10時51分

再開 午前11時07分

○委員長（岩間修身君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

次に、10款災害復旧費、152ページから153ページの質疑を許します。質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（岩間修身君） ないようですので、次に11款公債費、154ページから155ページの質疑を許します。質疑ございませんか。

○3番（真貝政昭君） 前年度から若干増えているのですけれども、財政運営上の公債費の占める割合なのですけれども、大型の複合施設の建設が終わりまして、行く行く5年、数年の雑駁な予想なのですけれども、財政に、行政運営に影響与えるような、過去の経験からして行政運営に支障を来すような公債費の比率かどうか。概略、感触として発言できれば説明願いたいと思うのですが。

○総務課長（細川正善君） まず、大型建設事業、複合施設やったり、これから道の駅も残っております。ただ、そこで借りる起債につきましては交付税措置が多にある起債でございます。確かに全く今後の財政に影響がないかと言われればないわけではないですが、現時点では交付税措置があって、多少は増えますが、ある程度は大丈夫かなというふうに認識してございます。

○3番（真貝政昭君） 前任者も大したことないのだというようなこと言い残していったので、本当かどうかというのを確認する必要があるので、聞いた次第です。

終わります。

○委員長（岩間修身君） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（岩間修身君） ないようですので、次に12款諸支出金、156ページから157ページの質疑を許します。

○3番（真貝政昭君） 説明資料で基金の現在高出ていると思うのですが、82ページになるのです

か。説明資料の82ページです。その中のふるさと応援基金が令和3年度の見込みが6億を超えています。見ますと、うなぎ登りに増えています。ふるさと納税が始まった頃の首長さんは、これをどういうふうにするかというので子供のための予算にまず重点的に、最重点に充てたいと、そういう方針をホームページ上でも出していましたけれども、それに変わりはありませんか。

○総務課長（細川正善君） 子供に重点的というか、今は様々な分野に充当してございます。その充当先が今見ていただいた説明資料の82ページの横の83ページに記載してございます。

○3番（真貝政昭君） 年間の出生数が、前々任者は引退される時は25名の出生数だったのです。前任者のお別れするときの出生数が2名ということで、極めて異常な状況で残されていたわけです。ぜひともこの分野の予算に、町外の方たちも非常に古平の将来を憂えて応援していると思いますので、ぜひとも力を入れていただきたいと思う次第です。どうですか。

○町長（成田昭彦君） 総括でも寶福委員さんのほうからあったと思いますけれども、これから来たべき、やはり教育、当然複式学級等も予想されますので、それらの対応、子育てといいますが、教育予算、そちらのほうに重点的に考えてまいりたいと思っております。

○委員長（岩間修身君） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（岩間修身君） ないようですので、次に13款職員給与費、158ページから159ページの質疑を許します。質疑ございませんか。

○3番（真貝政昭君） 説明資料では、24ページからになります。それで、会計年度任用職員の件なのですが、資料でいえば30ページに会計年度任用職員の目的別調書と説明資料が載っています。それで、会計年度任用職員に対する手当の件は条例化されて、後ほど詳しくお勉強するつもりなのですが、社会保険料等についてどのような内容なのか、一般職に比べてどのような位置づけになるのか、待遇がどの程度のものなのかということを知るために説明をお願いします。

○総務課長（細川正善君） 週決まった時間以上働く方につきましては、雇用保険を掛けるということになります。

○3番（真貝政昭君） 包括業務で委託する業者のもとで働く方の待遇の問題があります。ボーナスについては会計年度任用職員と同等のものを求めるというのがありますが、雇用保険については包括業務に委託するほうも同じだと思います。その確認と雇用保険だけなのですか。もう一つ、会計年度任用職員については、それから包括業務に敷衍しても説明してくれてもいいのですが、健康保険があります。国保なのか社会保険なのか、それから国民年金なのか厚生年金なのかというのがあります。今の説明ですと、失業保険だけという説明でしたけれども、どうでしょうか。

○総務課長（細川正善君） 一応確認のために私のほうからまず説明させていただくのですが、期末手当なのですが、全員ではなくて、ある一定期間、1週間の一定時間働いた以上の方に期末手当が出るということをご理解してください。なので、会計年度だからといって全員が出るわけではないということをご理解をお願いします。

それと、保険のところなのですが、社会保険を掛けることになります。それも1週間の働

く時間に応じて社会保険ということになります。

(何事か言う者あり)

○総務課長(細川正善君) 失礼しました。社保と厚生年金も入ってございます。

○委員長(岩間修身君) ほかにございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(岩間修身君) ないようですので、次に14款予備費、160ページから161ページの質疑を許します。質疑ございませんか。

○3番(真貝政昭君) 高額のために改めて。この予備費の位置づけなのですけれども、説明をお願いします。

○総務課長(細川正善君) 古平町の、古平町というか、予備費の考え方につきましては、当初予算に計上していなく、さらに補正まで、補正を皆さんに議決していただくまで時間がなくて、どうしても支出しなければいけない場合、専決処分という方法もありますが、専決するまでもなく、突発的に発生した事項に対して予備費を充用するように考えてございます。

○3番(真貝政昭君) 少しばかり経験が長いですがけれども、大抵は専決処分でやってきて、予備費が使われた記憶はないのですけれども、過去に予備費を使った事例というのはありますか。

○総務課長(細川正善君) 細かく何に予備費を充てたという資料は今持っていませんが、令和3年度予算も令和2年度予算も予備費を充ててございます。

○3番(真貝政昭君) 項目は何でしたっけ。

○総務課長(細川正善君) 項目といいますと、予算科目だと思いますので、ちょっと今私手元にご覧できません。なので、後ほどご説明するというご理解ください。

○委員長(岩間修身君) ほかにございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(岩間修身君) ないようですので、これで一般会計歳出の質疑を終わります。

それでは次に、事項別明細書、歳入の質疑を行います。

予算書18ページ、1款町税から31ページ、3款利子割交付金まで質疑を許します。質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(岩間修身君) ないようですので、次に32ページ、4款配当割交付金から37ページ、6款法人事業税交付金まで質疑を許します。質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(岩間修身君) ないようですので、次に38ページ、7款地方消費税交付金から43ページ、9款地方特例交付金まで質疑を許します。質疑ございませんか。

○3番(真貝政昭君) 39ページの地方消費税交付金で、まず上段の地方消費税交付金というのが、平成元年度に3%から出発した消費税というのがありまして、地方消費税交付金がこういう項目で出てきたのが5%に増税されたときに出てきたと。それで、自治体のほうからは消費税を支払うので、その分に見合うような形を求めらる中でこういうのが出てきたと。それで、地方消費税交付金は

さらに増税されたときにこういう社会保障分として出てきたと。それで、そういう認識でいたのですけれども、前町長はこういう言い方をしていました。財政担当した総務課長もそうなのですけれども、どちらも一般財源だと、そういう説明、答弁をしていました。そういう認識でよろしいですか。

○総務課長（細川正善君） 一般財源だというのは、古平町に収入された後一般財源として扱っているということで認識してございます。総務省に提出する決算統計というものがございまして、その決算統計の中でもこの地方消費税交付金につきましては一般財源扱いをしてございます。

○3番（真貝政昭君） それで、伺いますけれども、歳出における消費税の影響額というのはこれに関連して毎年以前出してもらっていたのですけれども、この間の議運で不確かな数字は出せないということで前町長と同じ姿勢なので、改めて確認したいのですけれども、説明資料で聞きますけれども、古平町は消費税を支払うべき項目で歳出の節別款別調書というのが10ページにあります。この中で1から27までありますけれども、どこが対象に消費税を支払う科目かちょっと確認をしたいので、述べてもらえますか。

○総務課長（細川正善君） 説明資料の10ページでお答えします。

確実にこの節の中で全部が消費税かかっているかと言われれば、かかっていないものもあるので、不確かだということです。ただ、古平町が支出するに当たって消費税がかかる部分があるというような不確かな意味でお聞きください。7番の報償費から21番の補償補てん及び賠償金までというふうに理解してください。ただ、これもこの節全てに消費税を払っているというわけではなくて、払っているものもあればないものもあるということでご理解ください。

○3番（真貝政昭君） 分かりました。8%から10%に変わった年もあるので、本当にそういう数字が出せないという年もありますので、それはそれで押さえながら、以前の町側の出した資料の感覚でまとめていきますので、よろしくお願いします。

終わります。

○委員長（岩間修身君） ほかにございせんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（岩間修身君） ないようですので、次に44ページ、10款地方交付税から49ページ、12款使用料及び手数料まで質疑を許します。質疑ございせんか。

○3番（真貝政昭君） 45ページの普通交付税です。予算説明のときに前年度に比較して約2億7,000万増額されていると。その理由が臨時財政対策債というのが減じられて、普通交付税として見ることになったというような説明だったように思いますけれども、違いましたっけ。

○総務課長（細川正善君） 結局のところ普通交付税が増えて、臨時財政対策債が減っているのですけれども、臨時財政対策債が減ったから普通交付税が増えた、もしくは普通交付税が増えたから臨時財政対策債が減ったということではないです。国のほうで示す地方財政計画の中で国のほうも交付税の原資となる財源、そういうものを計算した上で出しているものでございますので、ちょっと考え方としては今委員がおっしゃられたような考え方ではないです。

○3番（真貝政昭君） 臨時財政対策債を歳入として見たとき、起債ですから、これの返済は100

%普通交付税で見るという、そういう仕組みは変わっていないということですか。

○総務課長（細川正善君） これまでどおり臨時財政対策債の償還金につきましては100%普通交付税で措置されます。

○3番（真貝政昭君） 下段の特別交付税なのですけれども、この交付税は古平町がどうのこうのして増えるようなものではなくて、国のほうが一方的に計算して交付されるという、そういう性格のものですか。

○総務課長（細川正善君） 特別交付税の基本的な考え方は、普通交付税で措置されていない特殊な財政需要に対してこちらのほうから報告して、それに基づいて配分されるものでございます。

○3番（真貝政昭君） そしたら、1億6,700万という数字は全て古平町側が申請して、それに応じて交付される金額だということですか。

○総務課長（細川正善君） 申請といいますと、補助金の申請のようにとられるのですが、そうではなくて、特殊な財政需要を報告していると。それに基づいて配分されるというふうにご理解ください。

○3番（真貝政昭君） かつてそういうような具体的な事例というのはあったのですか。災害とかは分かります。とか、例えば数年前に燃油が値上がりして、漁船の燃料が高騰して、国のほうで措置されたことがありました。対象が大型の漁船ということで、古平の規模の漁船では対象外と、そういうことがありました。そういう場合に町の基幹産業の一翼を担っているわけですから、古平町独自でそういう燃油対策に支出したいのだという申請をすれば、特別交付税の対象になり得ると、そういう性格のものが特別交付税の制度の中にあるというふうに総務省のほうも認めているのですけれども、そういう申請はしたことがありますか。

○総務課長（細川正善君） そういう申請、今は一つの例として燃油のお話をされたと思いますが、すみません、そもそも特別交付税というのは普通交付税で措置されていない特殊な財政需要と私さっき申したのですけれども、その特殊な財政需要の中にもルール分というものがあつて、そのルールで国のほうで定めたものがあれば報告して、措置されるという仕組みにはなっております。

○3番（真貝政昭君） 私の知り得るものでは、町独自でルール、それを決めたルール以外の独自策というのに対して交付税の対象となると。具体的には半額補助という内容です。ぜひ検討をしていただきたいなと思います。

それと……何ページまででしたっけ。

○委員長（岩間修身君） 49ページまで。

（「49」と呼ぶ者あり）

○3番（真貝政昭君） 49か。

終わります。

○委員長（岩間修身君） 次にございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（岩間修身君） ないようですので、次に50ページ、13款国庫支出金から59ページ、14款道支出金まで質疑を許します。質疑ございませんか。

○3番（真貝政昭君） 51ページの保健衛生費補助金の部分です。がん検診推進事業費補助金というのがあります。数字は7,000円で予算化されているのですけれども、この説明をしてください。

○委員長（岩間修身君） 答弁調整のため暫時休憩いたします。

休憩 午前11時35分

再開 午前11時36分

○委員長（岩間修身君） 会議を再開します。

○保健福祉課長（和泉康子君） 担当のほうでがん検診推進のチラシだとか住民に周知するために行動したもので、補助率は2分の1の事業でございます。

○3番（真貝政昭君） このがん検診に関連して伺いますけれども、今古平の診療所にはレントゲンと、それからCTが配置されていますよね。MRIの設備もありましたか。

○保健福祉課長（和泉康子君） MRIはございません。

○3番（真貝政昭君） それで、レントゲンはお医者さんが映せるということで伺っています。CTについては稼働していないということを患者さんから伺っているのですが、そのとおりですか。

○保健福祉課長（和泉康子君） ちょっと今歳入の項目なのですけれども、簡単に。

7月以降松下医師来てから自分で撮っていますけれども、CTは1度撮っています。ただ、放射能も浴びることですので、そこの今の状態でCTまで撮る状況かどうかというあたりで今控えている状況でございます。また、レントゲン技師が撮ると医師が法律上可能だから撮るのではちょっと画像の度合いも違うということで、本当に緊急性があつて必要な場合以外ということで、今現在はCTの活用はしておりません。

○3番（真貝政昭君） お医者さんがCTを操作するという事は可能だということなのですね。分かりました。

○委員長（岩間修身君） 次にございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（岩間修身君） ないようですので、次に60ページ、15款財産収入から65ページ、17款繰入金までの質疑を許します。

○1番（木村輔宏君） 61ページ、私何年前かに聞いたことがあるのですけれども、収入とかの問題の中で古平町の土地をただで使っている人がいると。それは調べたことが、それを調べなさいと。それでお金をどうということでないけれども、それを調べなさいということがあったことがあるのですけれども、この中にそういうものが含まれているのですか。

○総務課長（細川正善君） 含まれているのかといいますと、以前委員が前任者におっしゃって、前任者は調べますというような回答は確かにしていました。調べた結果、ここに反映させて予算を計上しているのかという意味だと思うのですが、調べ切れていないという部分もあるので、今回はここには計上してございません。ただ、委員のおっしゃることはもっともでございますので、今後対処していくようには考えてございます。

○1番（木村輔宏君） それはそれでいいです。

もう一つ、古平町民から聞くのですけれども、今の町長がそれに対して答えられるかどうか。今答えないと思うのですけれども、税金とか云々について払えないと。土地を提供したいという方がたまにいるのですけれども、そういう人たちについて、私が言うことは払えるのなら払いたい、払えないからあれば土地を提供したいという場合、今までの方々は要らないと。だけれども、払えない人もいると思うのです。そういう人方が例えば土地を100坪持っていたのならその土地を提供したいのだということについて、これ考え方ですから、どっちが正しいと言いませんけれども、そういう人方のためについてそういうものを提供してもらったらどんなものでしょうか。

○町長（成田昭彦君） 2通りあると思うのですけれども、まず町のほうに寄附してもらって、それから税が払えないのであれば差押えという手もございますけれども、私どもも寄附であれ、そういったもので町としてこれから必要なものなのか、そういったものを考えながらそういったものを受け、または差押えという形のほうはむしろそういった場合はよろしいのかなと考えておりますので、その辺でご理解願いたいと思います。

○委員長（岩間修身君） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（岩間修身君） ないようですので、次に66ページ、18款繰越金から71ページ、20款町債まで質疑を許します。質疑ございませんか。

○3番（真貝政昭君） 69ページの雑入のところで、第3の居場所開設費助成金とあります。説明でもあまり具体的に出されているわけではないのですけれども、位置づけは学童保育という位置づけの施設になるのでしょうか。

○教育次長（本間克昭君） 学童保育となると教室の空き教室等を使うのが学童保育のはずなので、運営に関しては今一期倶楽部でやっているような内容を予定しております。

○3番（真貝政昭君） 学校を使ってやるそれこそ放課後の保育というのには、ちょっといろいろと異論もあるということを知っています。それで、校外で行うという点で内容は学童保育と同じような児童生徒の校外の放課後の保育というふうに捉えてよろしいかというふうに思っているのですけれども、性格として。

○教育次長（本間克昭君） よろしいと思います。

○3番（真貝政昭君） 実際まだ設計の段階でいきますけれども、後々一期倶楽部の運営されている方たちをお願いすることになるのかなという前提で聞きますけれども、説明では400平方メートルの延べ床面積という説明があったと思うのですけれども、違いましたっけ。

○教育長（三浦史洋君） 400平米ではなく130平米です。坪に直すと約40坪、40坪は132平米ですから、そういうような床面積です。蛇足ですが、1階建てとは限らず、2階建てにしても床面積がそれ以上だということ助成の、B&G財団の示しているのはそういうところでした。実際に一軒家と同じぐらいということです。

○3番（真貝政昭君） 40という数字が頭にあったものですから、400に拡大してしまいましたけれども、基本的にどのような設計のどのような部屋というような機能を持った建物になるの

かというイメージがないものですから、できれば似たような施設が前例として、事例としてあるのであれば参考にしたいなど。これから設計がされるので、それについての説明は多分議会側のほうにはないと思うので、事例があれば提出していただきたいなというふうに思うのですけれども、できますか。

○教育次長（本間克昭君） この第3の居場所につきまして、積丹町でやっております。それで、積丹町のB&G海洋センターの駐車場挟んで向かいに建っている建物がその建物となります。それで、うちのほうでも若干の資料等、図面等頂いている部分もありますので、もしその点で必要な部分があるのであれば、言っていただければと思います。

○委員長（岩間修身君） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（岩間修身君） ないようですので、ここで一般会計予算全体を通して歳入歳出と一括で、1人2件まで質疑を許します。質疑ございませんか。

○3番（真貝政昭君） 125ページの商工費につきまして、観光費の部分で1番委員さんから質問、答弁が展開されていきました。それで、昨今の商工会の会員さんの方たちのここ数年の状況見ますと、次から次と店舗を閉められている状況です。近々また閉めるお店もあるというふうに伺っています。直接伺っていますので、事実だろうと思います。商工会も会員が100名切ると人員を減らさなければならぬというのもありまして、積丹町もそうですけれども、お寺さんを会員に迎えたり、いろいろ工夫しています。それで、町側のほうも大変苦勞されて観光のほうの事業というのはやられていると思うのですが、もう二十数年前になりますけれども、商工会の職員さん方複数と、それから役場職員の方、当時は1名しか私記憶ありませんけれども、それと応援の商工会の会員さんの皆さん方が10名前後ぐらいでイベントに出かけて、古平をアピールするという、そういうあれがありました。最近、4年くらい前ですけれども、京極のしゃっこいまつりとちょうど古平町のお祭りがぶつかったときに京極町でイベントがあつて、職員の皆さん、応援で行きました。説明があつたように、商工会の会員さん1名が参加するだけで、すごくかつてと全く違う状況になっていると、そういう状況の下でどのように古平をアピールしていくかというのが町側としても頭を痛めているところではないかと思うのです。町長は、積極的に町内の商工会のほうにもアピールをして、盛り上げていこうという答弁をされていたように思いますけれども、以前の勢いのあつたときとは違って、会員さんの皆さん方が減っていく、それから加工協がああいう状況になったという極めて難しい環境の下で事業を展開して、アピールしていくかというのは苦慮されると思うのです。それで、いろいろコロナの関係もあつて、そういう盛り上げ方が下火になっているというのは否めないと思いますけれども、もっと具体的に観光に力を入れるような、そういう手だてというのを模索していくと、そういう予算化も含めて道を探る努力が必要でないかと思うのですけれども、どうでしょうか。財源を伴うことなので、難しいかもしれませんが、町長の説明を聞きたいです。

○町長（成田昭彦君） 真貝委員おっしゃるとおりだと思います。まず、第一に私行ってきて、やっぱり観光協会の運営の在り方、そういったものが目的、そういったものをきちっとしていないところにまず問題あるのかなと思っております。その辺の活性化を行政と、そして民間団体、商工会

はじめ、そういった連携がまず取られていなかったのかなというふうに考えております。昨日も申し上げましたけれども、かつては加工協、あるいは漁協、商工会、そういったものが産業振興協議会ということでそういったイベント等にも参加して、その中で参加して、そして古平の町を売っておりました。昨日木村委員さんのほうからもありましたように、そういった宣伝等についてもやはり遅れているのかなと思っておりますので、その辺は開かれた行政といいますか、商工会、あるいは漁協、そういった産業団体と連携しながら進めて、これから古平町を背負っていくというのはやっぱり産業振興だと思っておりますので、今そういった面でも4月に商工観光、商工のほう職員、人員増やして対応してまいりたい。そういったものをどんどん吸い上げてやっていかなければ前に進んでいけないのかなと思っておりますので、その辺でご理解願いたいと思います。

○3番（真貝政昭君） さらに付け加えて言えば、財政難を契機に3タラフェスティバルを休止したり、たらつり節の全国大会をやめたり、いろいろありました。それから、漁協のほうも統一されて、東しゃこたん漁協という形で、古平町独自の漁協とはちょっとスタンスが変わってしまいました。そういう難しい面が次から次と重なって起きている中で、尻すぼみの状況になっておりますので、ぜひとも予算化を強めて、今答弁いただいたように、人員も増やしていただいて、頑張っていたきたいと思う次第です。さらに、町の行政の在り方として、今産業課ということで一本でやっていますけれども、かつて勢いのあったときは商工観光課、別に設置されていまして。さらに、その前は水産課も漁業の町ということで課が設置されて、今町民課を見れば守備範囲がひどく広がって、あっぷあっぷの状態のような感じさえ受けるような機構改革にされてしまいましたので、もう少し、総務が企画課と2つに分かれますけれども、将来的に今の形が本当にどうなのかということも含めて考えていただければなというふうに議会側の意見として述べたいと思うのですが、どうですか。

○町長（成田昭彦君） その問題につきましては本当日々考えていかなければならない、行政として今何が必要なのか、何をしなければならぬのか、そのためには何をして前に進んでいかなければならないのか、そういったやっぱり疑問に立ち向かっていかないことには前に進まないと思っておりますので、その辺はうち優秀な管理職そろっていますので、その辺の意見を把握しながら前向きに検討してまいりたいと思っておりますので、ご理解願いたいと思います。

○委員長（岩間修身君） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（岩間修身君） ないようですので、これで令和4年度古平町一般会計予算の質疑を終わります。

暫時休憩いたします。

休憩 午前11時57分

再開 午後 0時53分

○委員長（岩間修身君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

それでは次に、令和4年度古平町国民健康保険事業特別会計予算の質疑を行います。214ページから233ページまで、歳入歳出一括で質疑を許します。質疑ございませんか。

○6番（高野俊和君） 227ページの一般管理費なのですが、健康診断委託料がここに載っていますけれども、コロナの状況見ながらでないと思返事できないと思うのですが、これ毎年どおり5月に実施予定ではあるのでしょうか。

○町民課長（五十嵐満美君） 毎年度の高齢の集団健診、そのほかに個別健診もございまして、余市医師会と連携して個別にかかりつけの医院にかかったデータを頂くという契約結んでおりまして、それを健診に使っている場合もあります。

○6番（高野俊和君） 5月にやる健診自体は実施予定なのですか。

○町民課長（五十嵐満美君） 春にやるやつですよ。集団健診、1回予定しております。

○6番（高野俊和君） 密になることを恐れて参加を少し考える人とかもいると思うのですが、私のちょっと印象でありますけれども、もう少し時間帯、例えばあなたは7時から8時までですよというのをもう少しきちっと設定、狭めて、7時半から8時までとか30分くらいにして、回転をよくして、あまり密にならないようにする方法とか、印象では問診に入るまでに少し待ち時間がちょっと長い感じがしますし、終わって、カメラのほうに行くときにまた少し時間がかかって、トータル的にはやっぱり1時間半はかかるのではないかと思いますけれども、その辺の調整など少してきませんか。

○保健福祉課長（和泉康子君） 実務の方、後期高齢と一般健診と併せまして保健福祉課のほうでやっていますので、お答えさせていただきます。

まず、密を防ぐということで、今まで春と秋2回していましたが、まず春に一回集約しまして、それ以外は個別健診ということで利用者さんが幅広い中から選択して健診を受けていただく。今までは文化会館のほうでやっていますが、どうしても胃がん検診のほうで幾ら設定しても時間かかるものですから、あそこ今度ロビーのほうの待ち場所をもうちょっと工夫しながらパーティションなどで仕切りまして、密を避けていきたいと思っております。

○6番（高野俊和君） 少し無理な質問をして本当申し訳ないのですが、時間をもう少し詰めれば。特に行ってから問診に入るまでに少し時間がかかるかなという感じもしますので、その辺の時間設定を少し、呼び出すときに詰めるともう少し短い時間で終われるかなというふうに、コロナの時期でなければ大した問題ではないのですが、こういう時期でありますので、その辺も少し設定を考えてもらえればなというふうに思います。

以上です。

○3番（真貝政昭君） 国保に加入されている方は、75歳未満までということですよ。それで、70歳から74歳までの方たちの保険税の徴収というのは基本的に年金から引き落としというふうになると思うのですが、そのほかに自分の申告によって別払いという形の仕方もあると思うのですが、対象者の中でこの区分け、人数というのは、現時点でもよろしいのですけれども、どのようになっていますか。

○委員長（岩間修身君） 真貝委員、何ページですか。

○3番（真貝政昭君） 歳入のほうになります。国民健康保険税になりますから、215ページになります。

○町民課長（五十嵐満美君） 特徴と普徴の割合をお聞きされているのだと思うのですが、申し訳ありません、この資料のほうには特徴、普徴別の人数、ちょっと調べておりませんでした。

○3番（真貝政昭君） 70歳以上74歳までというふうになったら、およそ大体が年金生活というふうになります。国保なので、この中で滞納によりまして短期の保険証を交付している世帯数といますか、その人数といますか、その把握はありますか。

○町民課長（五十嵐満美君） 70歳から74歳というご質問だったと思うのですが、短期で全体の短期の数だけ本日持ってきておりますので、短期証交付人数についてお答えしたいと思います。

令和4年1月に6か月証、短期証ですが、12か月はございません。6か月の短期証のみで8世帯10名の方に短期証を交付しております。

○3番（真貝政昭君） 国保全体ということですね。

それと、広域のほうに滞納整理をお願いしているという、そういう世帯というのは分かりますか。

（何事か言う者あり）

○委員長（岩間修身君） 答弁調整のため暫時休憩いたします。

休憩 午後 1時02分

再開 午後 1時02分

○委員長（岩間修身君） 会議を再開いたします。

○町民課長（五十嵐満美君） 広域連合への引継ぎですけれども、令和3年度の全体での数字だけ今日持ってきております。国保だけ別という資料はちょっと持ってきておりませんで、令和3年度の引継ぎ件数16名、800万ほど引き継いでおりまして、その中に国保も引き継がれております。

○3番（真貝政昭君） そしたら、16名というのは国保と介護含めてという理解でよろしいのですか。

○町民課長（五十嵐満美君） 町税です。介護保険料は別になります。町税と町民税ですとか固定資産税と、それと国保の税、国保税になります。

○3番（真貝政昭君） 広域に滞納の依頼をしているのは国保だけでなく、ほかの税もお願いしている実態なのですか。ちょっと理解していなかったのですが、いつからそういう全体的な税の徴収というふうになったのでしょうか。

○町民課長（五十嵐満美君） 収納業務を広域連合で行う最初、一番当初から全部の税を、町税を扱うということになっていたかと思えます。

○委員長（岩間修身君） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（岩間修身君） ないようですので、これで令和4年度古平町国民健康保険事業特別会計予算の質疑を終わります。

次に、令和4年度古平町後期高齢者医療特別会計予算の質疑を行います。264ページから283ページまで、歳入歳出一括で質疑を許します。質疑ございませんか。

○3番（真貝政昭君） この会計の数字には表れませんけれども、10月から75歳以上の医療費の窓口負担が変わります。古平町の広報にもA4判で周知されまして、そして1割だったのが2割になる方が出てくる状況になりますけれども、それについて詳しくもう一度説明をお願いします。

○町民課長（五十嵐満美君） 真貝委員おっしゃるとおり、広報に載せた資料今持っているのですが、それで説明させていただきますと、令和4年10月から一定以上の所得のある後期高齢者の方、現役並み所得者については除いて医療費の負担割合、2割になります。広報に挟んだ資料ではフローチャートに載せていまして、フローチャートで分かりやすく説明書きされております。例えば世帯に75歳以上の方が2人以上いるかという質問に対していえ、1人だけですという場合、その場合年金収入、その他の収入も合わせまして200万円以上であると2割で、200万以下であると1割という形になります。2人以上の世帯ですと1割、2割の区分けが所得320万以上と未満に分かれて2割、1割となります。

○3番（真貝政昭君） それで、この説明資料ですと、増加額が3,000円を超えたら3,000円までに抑えるということなのですが、全体的に3,000円という上限でなくて、1割以上2割未満の間の中で3,000円を超えるか超えないかという、そういう意味の説明書きなのか伺います。

○町民課長（五十嵐満美君） 委員おっしゃるとおり、1割超えて2割負担となる方について施行後3年間の経過措置がついていまして、3,000円までとなっております。

○3番（真貝政昭君） 後期高齢者保険に入っておられる方は、保険料は基本的に年金から引き落とし、全員がそういうことになるのか。

それと、一定以上の収入がある場合は国保と同じように自分で切符で支払うという方法があるのか、国保と同じような、前期高齢と同じようなやり方を取っているのか伺います。

○町民課長（五十嵐満美君） 選択できることはできます。年金、天引きではなくて、口座にしたいという申出があった場合、納付書でも大丈夫ですけれども、申出があった方についてはちょっと期間空きますけれども、切替えは可能です。引かれない方ということであると、年金から引かれない場合の方は最初から決まっているルールの方については介護保険料から年金が引かれていない方、年金額の低い方、年額18万未満の方について、それから介護保険と後期の保険料の合計額、これが介護保険が引かれている年金の受給額の半分を超えた場合、それについては天引きをしないで、普通徴収ということになっております。

○3番（真貝政昭君） それと、後期高齢者の保険に入っておられる方で保険証が押さえられているというか、短期保険証になるのですか、そういう方たちがいますけれども、古平の町民でそういう対象者というのはいらっしゃるのですか。

○町民課長（五十嵐満美君） 先ほどの国保と同じく、令和4年1月に短期証交付切替えの月でありましたので、令和4年1月で3名の方、6か月の短期証となっております。

○3番（真貝政昭君） 道議会での調べでは、短期保険証だとか、それから差押えの対象者というのほとんどが低年金の方たちというふうに押さえられています。古平町のこの短期保険証を交付

されている方たちというのは、年金のどの程度の方たちなのでしょう。

○町民課長（五十嵐満美君） 具体的な年金の金額についてまではちょっと調べておりませんが、今言った3名の方については特に低い年金の方ではありません。普通レベルの年金もらっている方々のみです。

○3番（真貝政昭君） 普通レベルの年金というのがどの程度のものなのですか。

○町民課長（五十嵐満美君） 一番安い方ですと無年金の方もいらっしゃいますので、何とも言えませんけれども、通常ですと、通常国民年金ですと80万弱というところだと思います。今言った3名の方は普通に国民年金を、無年金でもなく、一般的な年金をもらっている方々です。

○3番（真貝政昭君） 国民年金満額以下というふうに押さえてよろしいですか。

○町民課長（五十嵐満美君） 満額ということではいいですと、満額であるかどうかというのはちょっと個別に調べてみないと分かりませんので、今の3名の方については具体的な金額については今日持ち合わせておりません。

○委員長（岩間修身君） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（岩間修身君） ないようですので、これで令和4年度古平町後期高齢者医療特別会計予算の質疑を終わります。

次に、令和4年度古平町簡易水道事業特別会計予算の質疑を行います。312ページから339ページまで、歳入歳出一括で質疑を許します。

○9番（工藤澄男君） 331ページの需用費、配水管修繕料とありますけれども、この配水管の修繕する場所といますか、それはどこを指しているのですか。

○建設水道課長（高野龍治君） 改めた場所は、特定されておられません。改めた場所は特定していません。というのは、漏水とか、急に漏水することがありますので、そういった場合の対応する費用でございます。

○9番（工藤澄男君） 次に、その下の委託料の配水管の漏水調査業務委託料とありますけれども、この漏水の調査には取水口から浄水場までの昔の古い管も含まれているのでしょうか。

○建設水道課長（高野龍治君） これにつきましては、導水管とか、取水から導水管伝わって、浄水場まで入るといふ管路につきましては、この漏水調査は入っておりません。市街地の漏水調査が、夜間の流量、要は夜間、水ほとんど動いていない状態で水量が多かった場合、そういった場合にどこか漏水しているだろうということが懸念がありますので、そういった場合が分かりましたら見当つけて、浜町地区の一部とか西部地区の一部とかという形で調査するものでございまして、これも今現段階でどこを調査するというものは決まったものではございません。

○9番（工藤澄男君） 私は前にも言ったことあるのですがけれども、この取水口から浄水場までの間の管、非常に古くなってしまっていて、これを新しく違う管を例えば脇なりに入れ替えるような予定というか、考えはないのですか。このまま使っていたら、またどこかで前の水害のような事故が起きた場合、非常にまた大変な目に遭うと思うので、町長、どうですか。管を入れ替えて、新しく、一回にでなくても徐々に入れ替えていくような考えは持っていないのですか。

(「答弁調整お願いします」と呼ぶ者あり)

○委員長(岩間修身君) 答弁調整のため暫時休憩いたします。

休憩 午後 1時17分

再開 午後 1時18分

○委員長(岩間修身君) 会議を再開いたします。

○建設水道課長(高野龍治君) 先ほどの導水管の改修しないのかというお話ですが、以前に水道施設の更新計画というものを議会全員協議会の中でご説明している中で、その中では今現在は導水管については早急に老朽化が進んでいるものでないというふうに判断しておりまして、今すぐには改修しないと、更新しないという方針でいます。なぜかといいますと、先に、導水管の前に浄水場から道道を三差路まで、この管が幹線で3,300メートルほどありまして、それが一番今更新が急がれるものということで、優先順位を決めて、まずそこから更新していくという考えで議員全員協議会の中でご説明しております。

○9番(工藤澄男君) あれを埋設してから何十年たっていますか。私たまたま今の浄水場のタンクの中で仕事をした一人として非常にそういう点が心配で、漏水したときもその何日か前に私ここで危険な場所があるのではないかとということで、調べたらどうだいということで質問したら、本当に破れてしまったということもあったので、自分で手をかけた仕事なものですから、あれから何十年もたっているので、やっぱり安全な方向に持っていけるようにしたほうがいいと思うのですけれども、そういう考えは持っていないですか。

○建設水道課長(高野龍治君) 更新に関しましては、多額の費用を要します。そういったことから、町のほうでは優先順位を決めて、まずは浄水場から、先ほど言ったように、三差路までを更新していきたいと。その後に導水管が傷んでどうしても更新しなければならないよといえ早めてやらなければ駄目ですけれども、今現段階では更新計画にのっとった形で優先順位を決めて、整備していきたいというふうに考えております。

○9番(工藤澄男君) 三差路までということですが、一回にやるといったら莫大なお金かかるのは目に見えているので、僅かずつでも新しく直して行って、安全な水道管であってほしいと、それを願って質問を終わります。

○3番(真貝政昭君) 全員協議会での説明を詳しく記憶していないので、改めて伺いますけれども、今年の令和4年の予算では簡易水道の基金が前年よりも約2,000万増えています。今計画が浄水場から三差路までの約3.3キロを更新する事業が控えているというふうに言っていました。それで、この3.3キロの全体の工事費というか、予定されている金額が幾らなのか、それと着手の年度予定、予定年度、いつ頃から予定されて、何年計画で計画されているか改めてお聞きします。

○建設水道課長(高野龍治君) まずは、工事費についてご説明いたします。

この更新工事につきましては、管路の工事だけでなく、浄水場の機械設備、電気設備も更新行っ
てまいります。なので、管路だけでは全体事業費つかめませんので、その辺からちょっとご説明し

たいと思います。全体としまして、令和5年度から令和13年度まで事業計画ありまして、令和5年度から令和8年度までを浄水場の機械電気設備、それと電気設備工事の更新を行ってまいります。その工事費が4億3,000万余りです。それと、9年度から13年度まで先ほどの浄水場から三差路までの配水管を更新していく予定で、その金額が4億6,000万程度予定しています。

○3番（真貝政昭君） 基金の積立てについては、こういう設備更新のためという前提がありました。水道関係については消費税の納入というのもあって、簡水という形態は取っていても内容については公会計という前提で考えているという、そういうスタンスで事業展開していますよね。それで、全体で令和3年度まで9億ぐらい事業費としてかかるのですけれども、水道事業債も含めて一般会計からの起債等も受けて、そして水道料金の値上げを抑えるという前提でやるのではないかと考えているのですけれども、この全体の9億ぐらいかかる事業費の一般会計からのお願いというのは、起債を含めてどれぐらい予定していますか。

○建設水道課長（高野龍治君） まず、工事費の財源としまして国費が3分の1、それと残りの3分の2が町の持ち出しということで、その3分の2につきましては地方債の借入れを予定しています。その地方債の借入れ、金額、借入れをしまして、公債費の償還のときにはルール上は公債費の2分の1を一般会計が持ち出すと、繰り入れるというルールにはなっております。なので、全部償還金額計算しなければ駄目なので、今ここではお答えすることがちょっとできません。

○3番（真貝政昭君） これらの全体計画は、前の全員協議会のときに説明されている中には入っていないでしたっけ。

○建設水道課長（高野龍治君） 協議会の資料の中に今後の事業費も含めた財政の試算したものをお渡ししております。

○3番（真貝政昭君） 年間にすれば1億ぐらい金額を投入して事業を進めるので、町全体の公共工事の一環としてやはり地域経済に好影響を与えるような、そういう展開を望みたいと思います。

以上です。

○委員長（岩間修身君） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（岩間修身君） ないようですので、これで令和4年度古平町簡易水道事業特別会計予算の質疑を終わります。

次に、令和4年度古平町公共下水道事業特別会計予算の質疑を行います。376ページから401ページまで、歳入歳出一括で質疑を許します。質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（岩間修身君） ないようですので、これで令和4年度古平町公共下水道事業特別会計予算の質疑を終わります。

それでは次に、令和4年度古平町介護保険サービス事業特別会計予算の質疑を行います。438ページから455ページまで、歳入歳出一括で質疑を許します。

○3番（真貝政昭君） 439ページの介護医療院の収入で5,400万の予算計上です。それで、18ベッドでしたか、予定していて、それで得る収入というのが、これが上限というふうに見ているのです

けれども、介護施設関係の経営の仕方というのは私よく分からないのですけれども、下の診療所を抜いた場合で、お医者さんが常駐なのか時々なのかということ的前提にして、この2階の部分の独立して考えた場合、どれだけ間に合うものなのかという目安というのがありますか。ちょっと古平の場合は診療所と、それから上のほうの介護関係と職員をうまくやりくりしてやっていますけれども、どのような内容が想定されるのか知りたいのですけれども。

○保健福祉課長（和泉康子君） まず、収入が5,400万ありきかというところなのですからけれども、まずこの18床のうち16床入所と考えた場合に、歳入でしたので、85%で見えております。それと、今の5,400万は介護給付費として1割負担の場合9割の報酬で、その下に自己負担金収入ということで介護医療院の分は1,000万ほどありますが、こちらのほうは利用者さんからいただく1割負担分です。なので、介護医療院の入所分につきましては5,400万と1,000万足しまして6,400万、それと残りの2ベッドについてショートステイで運営しようと思っていますので、そちらのほうの9割分が約300万弱、個人からいただく自己負担金が50万ということで、大体230万程度の収入が介護医療院の収入となります。俗に言う黒字経営のキャパといいましたら、大体50弱で採算が取れる事業となっております。それで、全体像としましては薄い説明資料の127ページの下のほうに介護医療院の事業費と歳入のちょっとグラフ化したのですけれども、総事業費が1億1,000万、それに対して収入を差し引いて、ここだけの赤字としましては4,000万ほど足りない分一般会計から繰り入れるイメージでございます。

それと、歳出の見込みなのですからけれども、まず常勤医として2名おります。そのほかに記念塔病院から派遣していただいている部分につきましては外来に特化していますので、今回診療所の会計も設けていますが、所長分下で丸々見えています。それと、介護医療院ではもう一名の常勤医師の報酬と、あとはオンコール手当をドクターの分として見えております。職員につきましても介護職員とケアマネにつきましても介護医療院に特化した業務ですので、サービス勘定で見えておまして、看護師のほうも正職1名とパート職員ということで5名ほどの給料をサービス勘定のほうで見えています。なので、全体としては4,000万から5,000万ぐらいのマイナスというイメージですが、歳入の見込みにつきましては予測値の85%で見えておりますという予算計上になっております。

○委員長（岩間修身君） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（岩間修身君） ないようですので、これで令和4年度古平町介護保険サービス事業特別会計予算の質疑を終わります。

それでは次に、令和4年度古平町立診療所運営事業特別会計予算の質疑を行います。484ページから503ページまで、歳入歳出一括で質疑を許します。質疑ございませんか。

○8番（山口明生君） 特別会計になって最初の予算ということなので、ちょっとお聞きしたいのですが、診療所の例えば施設の管理等に係る委託料とか、需用費でいえば燃料費とか多分光熱水費が介護医療院と病院とで案分されているのだと思うのですけれども、細かい科目は結構ですが、大体どのくらいの割合にするという何か目安というか、どういった案分の仕方をしているのか教えていただきたいです。

○保健福祉課長（和泉康子君） 委託料でいきますと、今のところは診療所の前年度の実績に合わせて、それより増加した分、令和3年度については介護医療院のほうでお支払いしていただき、もともとエレベーターだとか共有で使うものにつきましては2分の1、あと水道だとか、今厨房も始まっていますので、それに関する部分については介護医療院のほうで、今7割にするのか8割にするのかはちょっと実績見ながら検討していきたいと思いますが、あと医療機器です。医療機器の保守料も結構かかっていますけれども、そちらのほうについては基本的に診療で使うものをもともとそろえていましたよと。それを必要に応じて使うだけですので、医療機器の保守料については全て診療所のほうで予算計上しております。

○9番（工藤澄男君） 501ページの13節の使用料及び賃借料ということで在宅酸素濃縮器借り上げ料とありますけれども、この内容をちょっと教えていただけますか。

○保健福祉課長（和泉康子君） 診療所の患者として、診療所の患者が在宅酸素を始めた場合、診療所が主治医となった場合は診療所で在宅に置く機械を処方するのです。それを診療所から個人に貸し出すのですが、実際に物を、高価なものですので、実際にうちでキープするものではなくて、ちょっと業者さんから例えば仕入れが月2万円とかで借入れして、それを、診療定数が5万、6万なので、それで利用者さん、患者さんのほうに貸し出すという借り上げ料でございます。

○3番（真貝政昭君） 499ページの一番下の扶助費ですけれども、これは掖済会、それから恵尚会から引き続いてやっている低所得者に対する減免の部分でしょうか。

○保健福祉課長（和泉康子君） そのとおりでございます。

○委員長（岩間修身君） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（岩間修身君） ないようですので、これで令和4年度古平町立診療所運営事業特別会計予算の質疑を終わります。

これをもって令和4年度古平町各会計予算の質疑は全て終了いたしました。

これから令和4年度古平町各会計予算について一括で採決をいたします。

この採決は、起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○委員長（岩間修身君） 全員起立です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

ただいま可決されました令和4年度古平町各会計予算について、会議規則第76条の規定に基づき、議長に報告するものといたします。

◎閉会の宣告

○委員長（岩間修身君） 以上をもちまして本委員会に付託されました案件は全て終了いたしました。

会議を閉じます。

これをもって予算審査特別委員会を閉会いたします。

閉会 午後 1時40分